

令和3年9月釜石市議会定例会 議案等説明資料

釜 石 市

目 次

報告第8号	上平田川水門工事(その2)の変更請負契約の締結に関する専決 処分の報告について	1
報告第9号	令和2年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の 報告について	5
議案第62号	釜石市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例	6
議案第63号	釜石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例	7
議案第64号	釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第65号	釜石市介護保険条例の一部を改正する条例	9
議案第67号	箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶴住居)工事の変更請負契約 の締結に関し議決を求めるについて	10
議案第68号	嬉石漁港車両不法投棄に伴う損害賠償請求事件に係る訴えの提 起に関し追認の議決を求めるについて	13
議案第69号	釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求 めることについて	14
議案第70号	市道路線の認定に関し議決を求めるについて	15
議案第71号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて	17

報告第8号

上平田川水門工事(その2)の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

1 提案理由

平成29年12月15日に締結した上平田川水門工事(その2)の請負契約について、現場精査の結果、水門建屋の雨水を適切に排水するためのルーフドレン工及び建屋内で配線を機器類・床下に収納するための配線ピット工の増工に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結したもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第1号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものである。

なお、工期は、平成29年12月15日から令和3年8月31日までである。

2 工事名

上平田川水門工事(その2)

3 契約金額

変更前	460,860,400円(うち消費税額及び地方消費税額	35,776,400円)
変更後	462,025,300円(うち消費税額及び地方消費税額	35,882,300円)
増額分	1,164,900円(うち消費税額及び地方消費税額	105,900円)

4 契約の相手方

釜石市鵜住居町第6地割20番地1
株式会社 青紀土木
代表取締役 青木 健一

5 専決処分の日

令和3年7月28日

6 備 考

変更契約金額増額分の内訳

工事費 増	1,165千円
ルーフドレン工 増	342千円
配線ピット工 増	823千円

(担当課 : 建設課)

上平田川水門工事(その2)

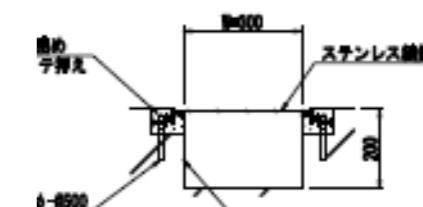
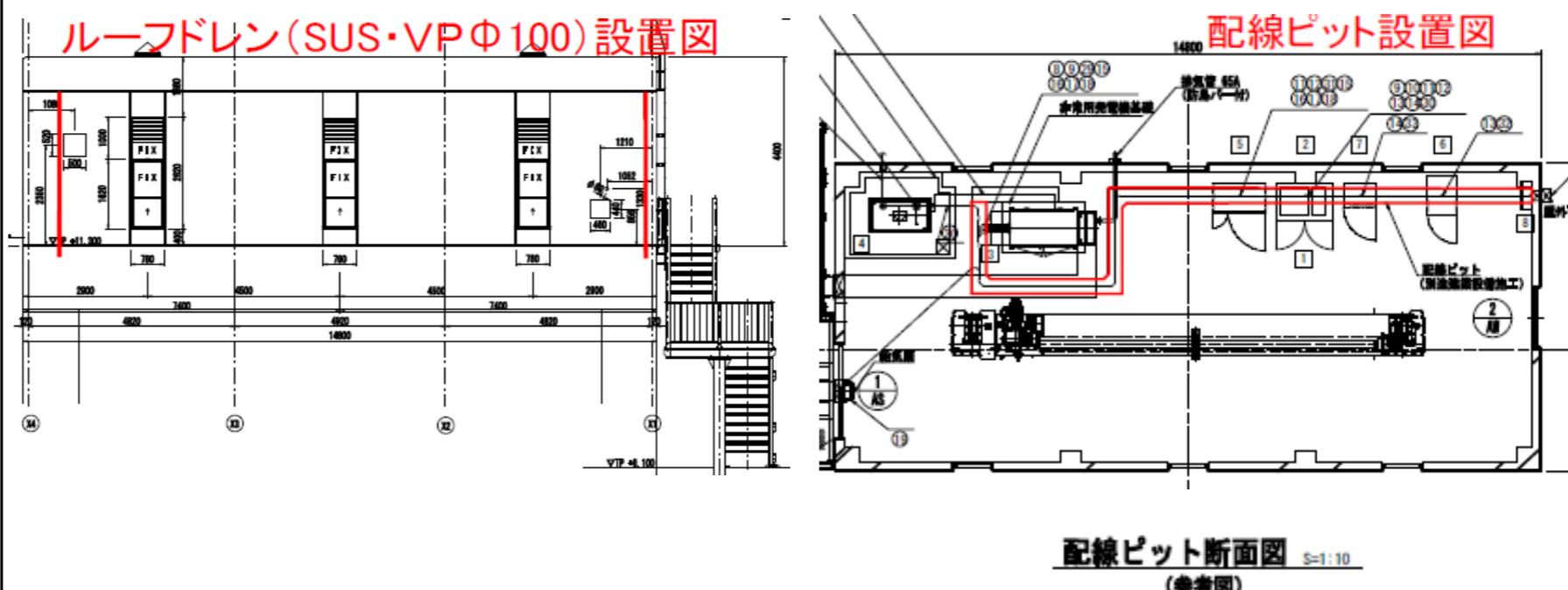
変更概要

【変更理由】

建築工事において水門建屋の雨水を適切に排水するためのルーフドレン工及び建屋内で配線を機器類・床下に収納するための配線ピット工を増工したもの

【変更数量】

- ・ルーフドレン工
N=0 → N=一式
- ・配線ピット工
N=0 → N=一式



令和2年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について

1 健全化判断比率の算定結果

	当市の比率	早期健全化基準 (当市の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	—%	13.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—%	18.25%	30.00%
実質公債費比率	15.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—%	350.0%	

上記のとおり、当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

- ※ 実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率の算定結果

	水道事業 会計	公共下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	農業集落排水事業 会計	魚市場事業 特別会計	経営健全化 基準
資金 不足比率	—%	—%	—%	—%	—%	20.0%

上記のとおり、公営企業会計における資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となっています。

- ※ 資金不足比率…資金の不足額の事業規模に対する比率

(資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額)
(事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)

(担当：財政課)

議案第62号

釜石市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 対象業種に情報サービス業を追加する。
- (2) 対象となる設備投資の方法を取得又は製作若しくは建設とする。ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人は、新設又は増設のみとする。
- (3) 取得価額要件を2,700万円を超えるものから、資本金の規模に応じ500万円以上までに引き下げる。
- (4) 適用期間を3年延長し、令和6年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の釜石市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(担当課：税務課)

議案第63号

釜石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第32号)が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)の規定により課税免除対象とされる施設又は設備の取得期間並びに東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に規定される指定事業者及び法人としての指定を受ける適用期間を3年延長し、令和6年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の釜石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(担当課：税務課)

議案第64号

釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)が令和元年6月7日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

これまででは死亡又は重度障害による場合のみ償還が免除されることとされていたが、改正法の施行により、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとなったことを受け、引用条項の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

(担当課：地域福祉課)

議案第65号

釜石市介護保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対し、介護保険料の減免を行うため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている第1号保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免の要件を追加する。
- (2) 介護保険の減免申請期限の特例に関する規定を、令和4年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の釜石市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(担当課：高齢介護福祉課)

議案第67号

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事の変更請負契約の締結に関する議決を求めるについて

1 提案理由

令和3年3月1日に締結した箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事の請負契約について、市道箱崎半島線盛土崩壊事故に係る原因の検証結果に基づく追加対策工法が決定したことから、掘削工を増工することに伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

なお、工期は、令和3年3月1日から令和4年1月31日までである。

2 契約内容

(1) 工事名

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事

(2) 契約金額

変更前	144, 100, 000円(うち消費税額及び地方消費税額	13, 100, 000円)
変更後	166, 244, 100円(うち消費税額及び地方消費税額	15, 113, 100円)
増額分	22, 144, 100円(うち消費税額及び地方消費税額	2, 013, 100円)

(3) 契約の相手方

釜石市鵜住居町第6地割20番地1

株式会社 青紀土木

代表取締役 青木 健一

3 仮契約締結日

令和3年8月5日

4 備 考

変更契約金額増額分の内訳

工事費 増 22, 144千円

掘削工 増 22, 144千円

(担当課 : 建設課)

箱崎半島線道路災害復旧（1災538号鵜住居）工事

変更概要

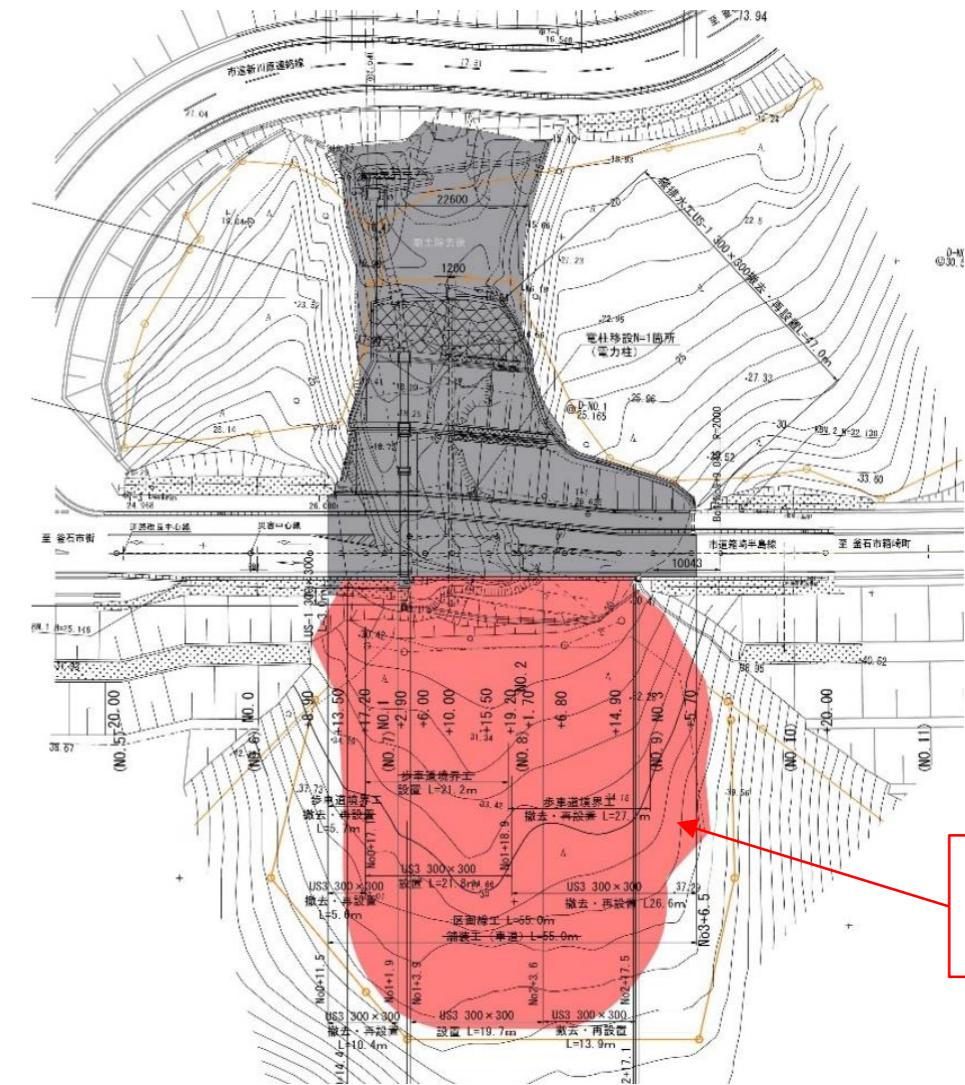
【変更理由】

市道箱崎半島線盛土崩壊事故に係る原因の検証結果に基づく追加対策工法が決定したことから、掘削工を増工するもの

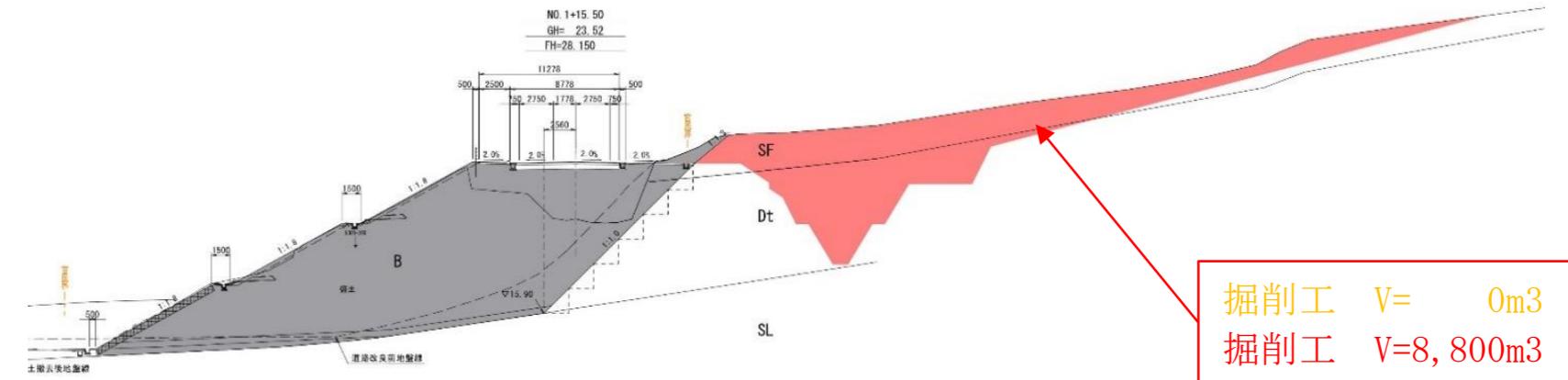
【変更数量】

・掘削工 $V=0\text{m}^3$ → $V=8,800\text{m}^3$ 増

平面図



横断図



議案第68号

嬉石漁港車両不法投棄に伴う損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し追認の議決を求めるについて

1 提案理由

令和2年7月19日頃に発生した嬉石漁港への車両不法投棄に伴い市が負担した引上げ及び処分費用に係る損害賠償の請求について、本来、必要な訴えの提起に係る議決を得ていなかったことから、訴えを提起した日である令和3年5月7日に遡り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の追認による議決を求めるものである。

2 訴えの相手方

住所 * * * * *

* * * *

氏名 * * *

3 訴えを提起する目的

令和2年7月19日頃、嬉石町三丁目1番地内嬉石漁港の海中に相手方が運転していた自家用普通乗用自動車が投棄されたため、市が車両の引上げ及び処分を行ったことから、市が負担した費用の支払いについて示談交渉を行ってきたが、相手方が生じた損害の全部を一括で支払うことができない旨を主張し、示談に至らなかったことに伴い、訴えを提起するものである。

4 提訴の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、38万1,920円及び令和2年7月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 審判決の結果必要がある場合は、上訴し、又は和解する。

6 管轄裁判所

釜石簡易裁判所

(担当課：総務課)

議案第69号

釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めるについて

1 提案理由

釜石市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定に基づき計画を策定しようとするもので、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 主な策定内容

地域の持続的発展の基本方針

地域の将来像…第六次釜石市総合計画の将来像を掲げる。

一人ひとりが学びあい 世界とつながり未来を創るまちかまいし

～多様性を認めあいながらトライし続ける不屈のまち～

まちづくりの基本方向…第六次釜石市総合計画の計画の推進及び

まちづくりの基本目標を掲げる。

- (1) 全市民参加でつくるまち
- (2) 多様な連携と交流によるまち
- (3) 効率的・安定的な行財政運営ができるまち
- (4) あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち
- (5) 人と自然が共存し安心して暮らせるまち
- (6) 未来をつくる人と産業が育つまち
- (7) 地域と人のつながりの中でみんなが育つまち
- (8) 過去に学びみんなが命を守れるまち

3 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(担当課：総合政策課)

議案第70号

市道路線の認定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

新たに1路線を市道に認定しようとするもので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 市道路線の認定に関し議決を求める路線

◎天神町5号線

新庁舎周辺道路整備事業による道路整備に伴い、市道に認定するものである。

延長	幅員	起点	終点
109.6m	12.6m～22.3m	釜石市天神町	釜石市天神町

(担当課 : 建設課)

市道認定平面図

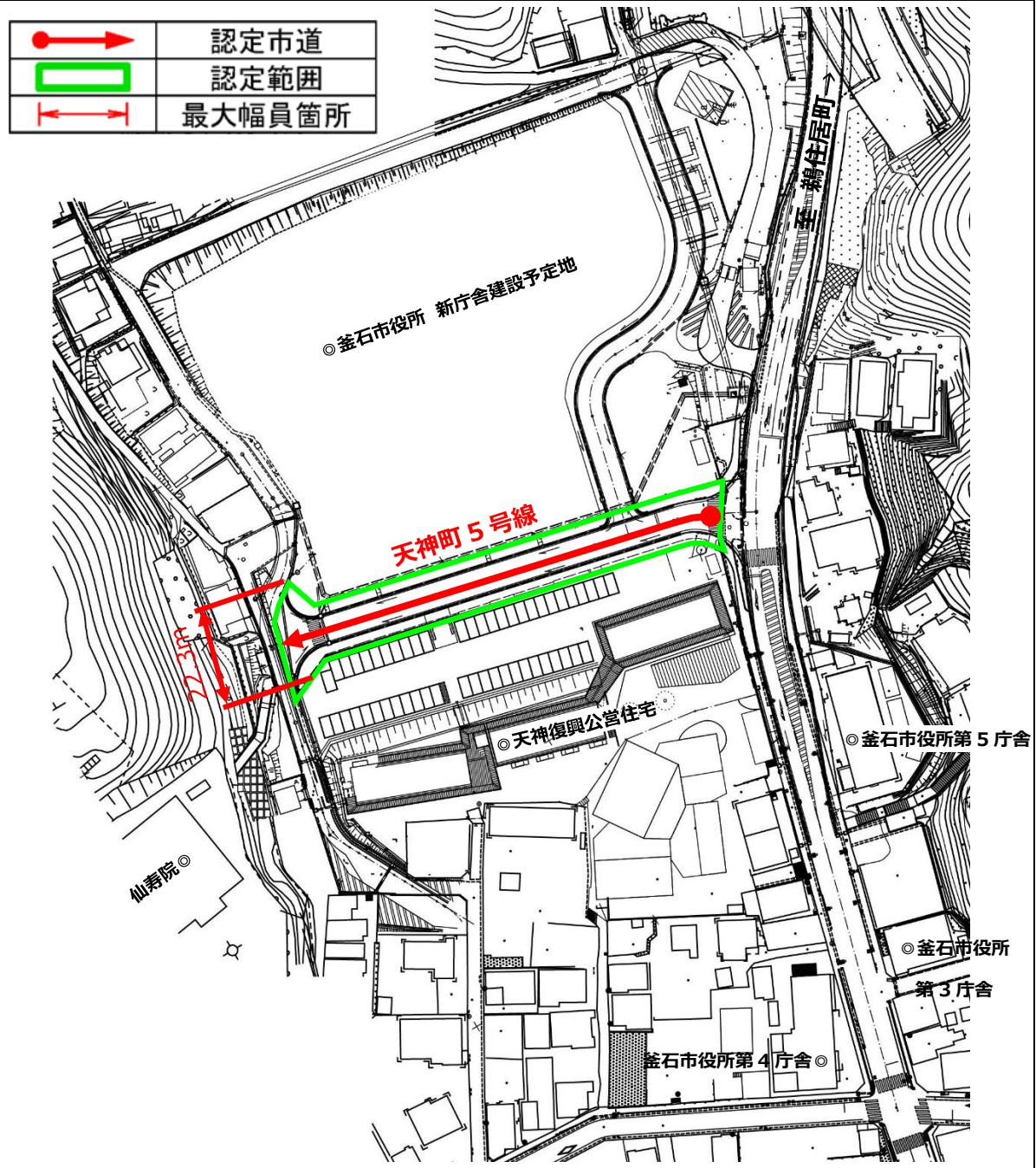
市道名 天神町 5 号線

延長 109.6m

幅 員 12.6m~22.3m

起 点 釜石市天神町

終 点 釜石市天神町



議案第71号

釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めるについて

1 提案理由

釜石市教育委員会の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。

2 任命の同意を求める者

住所 釜石市甲子町＊＊＊＊
氏名 佐 野 茂 樹 さん 62歳 【新任】

(担当課：総務課)

佐 野 茂 樹 さ ん の 略 歴

現 住 所 釜石市甲子町＊＊＊＊

生年月日 昭和＊年＊月＊日

年 月	記 事
昭和57年 3月	青山学院大学文学部日本文学科卒業
昭和57年 4月	千葉県立君津高等学校教諭
昭和63年 4月	岩手県立黒沢尻北高等学校教諭
平成 3年 4月	岩手県立伊保内高等学校教諭
平成 9年 4月	岩手県立釜石南高等学校教諭
平成17年 4月	岩手県立盛岡第一高等学校教諭
平成23年 4月	岩手県立花巻農業高等学校副校長
平成25年 4月	岩手県立釜石高等学校副校長
平成26年 4月	岩手県立山田高等学校校長
平成27年 4月	岩手県高等学校教育研究会国語部会長 (至平成30年3月) 岩手県国語教育研究会連合会副会長 (至平成30年3月)
平成29年 4月	全国高等学校国語教育研究連合会副会長 (至平成30年3月) 岩手県立久慈高等学校校長 (平成31年3月定年退職)

